



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 公安委員会規則

*10 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

..... 1

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第10号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月1日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（車両の通行禁止規制の適用除外車両） 第4条 法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による車両の通行禁止の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 車両通行禁止及び歩行者用道路並びにこれらに係る指定方向外進行禁止の規制を除外する車両 ア・イ 略 ウ 次に掲げる車両で、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が交付する通行禁止除外指定車標章（<u>別記様式第1号。以下この条において「通行禁止除外標章」という。</u>）を掲出しているもの (7)～(9) 略 (4) 略 2 <u>通行禁止除外標章の交付を受けようとする者は、除外標章交付申請書（別記様式第2号）に次の各号に掲げる書面又はその写しを添付して、当該申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）を経由して公安委員会に申請しなければならない。</u> (1) <u>当該車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面</u> (2) <u>当該車両に係る用務を疎明する書面</u> 3 公安委員会は、前項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、第1項第3号ウに掲げる車両に該当すると認めるときは、有効期限を定めて通行禁止除外標章を交付するものとする。この場合において、審査のために必要と認められる書類等の提出を求めることができる。 4 <u>前項の規定により、通行禁止除外標章の交付を受けた者（以下この条において「被交付者」という。）は、当該通行禁止除外標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、除外標章再交付申請書（別記様式第2号の2）を管</u>	（車両の通行禁止規制の適用除外車両） 第4条 法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による車両の通行禁止の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 車両通行禁止及び歩行者用道路並びにこれらに係る指定方向外進行禁止の規制を除外する車両 ア・イ 略 ウ 次に掲げる車両で、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が交付する通行禁止除外指定車標章（<u>別記様式第1号</u>）を掲出しているもの (7)～(9) 略 (4) 略 2 <u>前項第3号ウに規定する通行禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者は、通行禁止除外指定車標章交付申請書（別記様式第2号）を当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）を経由して公安委員会に申請しなければならない。</u> 3 公安委員会は、前項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、やむを得ないと認められるものに限り通行禁止除外指定車標章の交付を行うものとする。この場合において、審査のために必要と認められる書類等の提出を求めることができる。

轄警察署長を経由して公安委員会に提出することにより通行禁止除外標章の再交付を申請することができる。

5 被交付者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 現場において警察官から指示があった場合は、これに従うこと。

(4) 通行禁止除外標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(5) 次のいずれかに該当する場合は、速やかに通行禁止除外標章（ウの場合にあっては、発見し、又は回復した通行禁止除外標章）を公安委員会に返納すること。

ア 当該通行禁止除外標章の有効期限が経過したとき。

イ 当該通行禁止除外標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

ウ 通行禁止除外標章の再交付を受けた後において亡失した当該通行禁止除外標章を発見し、又は回復したとき。

エ 公安委員会に返納を命ぜられたとき。

(6) 通行禁止除外標章の記載事項に変更が生じたときは、除外標章記載事項変更届（別記様式第2号の3）に記載事項の変更を証する書面又はその写しを添えて、速やかに管轄警察署長を経由して公安委員会に届け出ること。

6 公安委員会は、被交付者が前項各号の規定のいずれかに違反したと認めたときは、通行禁止除外標章の返納を命じ、又は当該通行禁止除外標章の再交付を一時保留することができる。

（駐車禁止等の規制の適用除外車両）

第5条 略

2 法第4条第2項の規定に基づき道路標識等による車両の駐車禁止並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（別記様式第3号。以下この条において「公益等業務用標章」という。）を掲出しているもの

ア～ケ 略

コ 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

サ～チ 略

(10) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車（歩行困難者使用中）標章（別記様式第4号。以下この条において「歩行困難者用標章」という。）（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの。ただし

4 前項の規定により、通行禁止除外指定車標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 通行禁止除外指定車標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに通行禁止除外指定車標章再交付申請書（別記様式第2号の2）を管轄警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

(4) 通行禁止除外指定車標章の有効期限が経過したとき、通行禁止除外指定車標章の再交付を受けた後において亡失した通行禁止除外指定車標章を発見したとき又は交付を受けた理由がなくなったときは、速やかに当該標章を管轄警察署長を経由して公安委員会に返納すること。

5 公安委員会は、第3項の規定により、通行禁止除外指定車標章の交付を受けた者が前項各号の規定のいずれかに違反したと認めたときは、当該標章の返納を命じ、又は当該標章の再交付を一時保留することができる。

6 公安委員会から通行禁止除外指定車標章の返納を命じられた者は、速やかに当該標章を返納しなければならない。

（駐車禁止等の規制の適用除外車両）

第5条 略

2 法第4条第2項の規定に基づき道路標識等による車両の駐車禁止並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（別記様式第3号。以下「公益等業務用標章」という。）を掲出しているもの

ア～ケ 略

コ～タ 略

(10) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車（歩行困難者使用中）標章（別記様式第3号の2。以下「歩行困難者用標章」という。）（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの。ただし、オにあって

、オにあつては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。

ア～オ 略

- 3 公益等業務用標章又は歩行困難者用標章（以下この条において「除外標章」という。）の交付を受けようとする者は、除外標章交付申請書（別記様式第2号）を、公益等業務用標章にあつては管轄警察署長を経由して、歩行困難者用標章にあつてはその者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。

- 4 前項の申請書には、除外標章の種別の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 公益等業務用標章

ア 当該申請に係る車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面

イ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(2) 歩行困難者用標章

ア 歩行困難者用標章を受けようとする者が、第2項第10号に掲げるもののいずれかに該当することを疎明する書面

イ 当該歩行困難者用標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

- 5 公安委員会は、第3項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係るものが、第2項第9号に掲げる車両又は同項第10号に掲げるもののいずれかに該当すると認めるときは、有効期限を定めて除外標章を交付するものとする。この場合において、審査のために必要と認められる書類等の提出を求めることができる。

- 6 前項の規定により、除外標章の交付を受けた者（以下この条において「被交付者」という。）は、当該除外標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、除外標章再交付申請書（別記様式第2号の2）を、公益等業務用標章にあつては管轄警察署長を経由して、歩行困難者用標章にあつてはその者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出することにより除外標章の再交付を申請することができる。

- 7 被交付者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) 略

- (3) 次のいずれかに該当する場合は、速やかに除外標章（ウの場合にあつては、発見し、又は回復した除外標章）を公安委員会に返納すること。

ア 当該除外標章の有効期限が経過したとき

イ 当該除外標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

ウ 除外標章の再交付を受けた後において亡失した当該除外標章を発見し、又は回復し

ては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。

ア～オ 略

- 3 公益等業務用標章の交付を受けようとする者は駐車禁止除外指定車標章交付申請書(1)（別記様式第4号）を管轄警察署長を経由して、歩行困難者用標章の交付を受けようとする者は駐車禁止除外指定車標章交付申請書(2)（別記様式第4号の2）をその者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。

- 4 公安委員会は、前項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、やむを得ないと認められるものに限り公益等業務用標章又は歩行困難者用標章（以下「除外標章」という。）の交付を行うものとする。この場合において、審査のために必要と認められる書類等の提出を求めることができる。

- 5 前項の規定により、除外標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) 略

- (3) 除外標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに駐車禁止除外指定車標章再交付申請書（別記様式第4号の3）を、公益等業務用標章にあつては管轄警察署長を経由して、歩行困難者用標章にあつては当該標章の交付を受けた者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- (4) 次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める除外標章を、公益等業務用標章にあつては管轄警察署長を経由して、歩行困難者用標章にあつては当該標章の交付を受けた者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に返納すること。

ア 除外標章の有効期限が経過したとき 有効期限が経過した除外標章

イ 除外標章の交付を受けた理由がなくなったとき 交付を受けた理由がなくなった除外標章

ウ 除外標章の再交付を受けた後において、亡失した除外標章を発見し、又は回復した

たとき。

エ 公安委員会に返納を命ぜられたとき。

- (4) 除外標章の記載事項に変更が生じたときは、除外標章記載事項変更届（別記様式第2号の3）に記載事項の変更を証する書面又はその写しを添えて、速やかに公益等業務用標章にあっては管轄警察署長を経由して、歩行困難者用標章にあってはその者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に届け出ること。

- 8 公安委員会は、被交付者が前項各号の規定のいずれかに違反したと認めたときは、除外標章の返納を命じ、又は当該除外標章の再交付を一時保留することができる。

（緊急自動車等の指定の手続）

第7条 略

（緊急自動車等の届出の手続）

第7条の2 略

（警察署長の許可による駐車禁止等の解除）

- 第8条 法第45条第1項ただし書又は法第49条の5の許可（以下この条において「駐車許可」という。）を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記様式第7号）を当該申請に係る駐車場所（以下この条において「申請場所」という。）を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、緊急を要し、警察署長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。

- 2 前項の申請（以下「駐車許可申請」という。）において、用務の性質上、申請場所が、複数の警察署の管轄区域にまたがる場合、申請書は、いずれかの申請場所を管轄する警察署長に提出すれば足りるものとする。

- 3 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。ただし、申請場所を管轄する警察署長が認めたときは、これらの一部又は全部を省略することができる。

- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証又は自動車検査記録事項が記載された書面
(2) 申請場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請場所に印を付したもの）
(3) 申請場所における用務を疎明する書面

- 4 警察署長は、駐車許可申請に係る車両の駐車
が次のいずれにも該当するときは、法第45条第1項ただし書に規定する許可をするものとする

(1)～(4) 略

- (5) 次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場、時間制限駐車区間及び駐車が禁止されていない道路の部分がなく、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 長さ又は重量が相当程度の貨物の積卸しのために駐車する必要がある車両にあっては、申請場所の直近

イ 略

- 5 警察署長は、駐車許可申請に係る駐車
が次のいずれにも該当するときは、法第49条の5に規定する許可をするものとする。

(1)～(4) 略

- (5) 次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐

とき 発見し、又は回復した除外標章

- 6 第4条第5項及び第6項の規定は、除外標章について準用する。

（緊急自動車等の指定の手続き）

第7条 略

（緊急自動車等の届出の手続き）

第7条の2 略

（警察署長の許可による駐車禁止等の解除）

- 第8条 法第45条第1項ただし書又は法第49条の5の許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記様式第7号）を当該場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、緊急を要し、警察署長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証
(2) 申請場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）
(3) 前2号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書類

- 3 警察署長は、申請に係る車両の駐車
が次のいずれにも該当するときは、法第45条第1項ただし書に規定する許可をするものとする。

(1)～(4) 略

- (5) 次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場、時間制限駐車区間及び駐車が禁止されていない道路の部分がなく、又はこれらに駐車することができないと認められること。

ア 長さ又は重量が相当程度の貨物の積卸しのために駐車する必要がある車両にあっては、申請場所からおおむね5メートル以内

イ 略

- 4 警察署長は、申請に係る駐車
が次のいずれにも該当するときは、法第49条の5に規定する許可をするものとする。

(1)～(4) 略

- (5) 申請場所からおおむね100メートル以内に

車場、時間制限駐車区間及び駐車が禁止されていない道路の部分がなく、又はこれらの利用が困難と認められること。

- ア 長さ又は重量が相当程度の貨物の積卸しのために駐車する必要がある車両にあっては、申請場所の直近
- イ その他の車両にあっては、申請場所からおおむね100メートル以内

- 6 駐車許可をする場合において、必要があると認めるときは、申請場所を管轄する警察署長は、当該駐車許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
- 7 申請場所を管轄する警察署長は、駐車許可をした場合は、駐車許可証（別記様式第7号。以下この条において「許可証」という。）を交付するものとする。ただし、第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 8 許可証の交付を受けた者（以下この条において「被交付者」という。）は、当該駐車許可に係る車両を駐車させている間、車両の前面の見やすい箇所に当該許可証を掲出するとともに、警察官の指示があった場合は、これに従わなければならない。
- 9 被交付者は、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記様式第7号の2）を申請場所を管轄する警察署長に提出することにより再交付を申請することができる。
- 10 被交付者は、許可証の記載事項に変更が生じたときは、駐車許可証記載事項変更届（別記様式第7号の3）に記載事項の変更を証する書面又はその写しを添えて、速やかに申請場所を管轄する警察署長に届け出なければならない。
- 11 申請場所を管轄する警察署長は、被交付者が、駐車許可の条件に違反したと認めたとき、又は特別な事情が生じたときには、当該駐車許可を取り消すことができる。
- 12 被交付者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに許可証（第2号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証）を廃棄しなければならない。
 - (1) 当該許可証の有効期限が経過したとき。
 - (2) 許可証の再交付を受けた後において亡失した当該許可証を発見し、又は回復したとき。
 - (3) 当該許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (4) 駐車許可が取り消されたとき。

別表第2（第10条の2関係）

路線名	区間
略	
主要地方道新和歌浦梅原線	和歌山市西浜1019番地先から和歌山市西布経丁二丁目6番まで
主要地方道 和歌山橋本線	和歌山市森小手穂字南沖田63番1地先から和歌山市森小手穂字南沖田60番2地先まで
主要地方道 和	和歌山市小雑賀字小物成606

路外駐車場、路上駐車場（法第49条の7第2項の規定の適用を受けるものを除く。）及び駐車が禁止されていない道路の部分がなく、又はこれらに駐車することができないと認められること。ただし、長さ又は重量が相当程度の貨物の積卸しのために申請場所に駐車する必要がある車両を除く。

- 5 第3項又は前項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
- 6 警察署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証（別記様式第8号）を交付するものとする。ただし、第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 7 前項の駐車許可証の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、当該許可に係る車両を駐車させている間、車両の前面の見やすい箇所に駐車許可証を掲出するとともに、警察官の指示があった場合は、これに従わなければならない。
- 8 第6項に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付の申請を行うことができる。第1項の規定は、この場合について準用する。
- 9 警察署長は、許可証の交付を受けた者が、第5項に規定する許可の条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときには、当該許可を取り消すことができる。
- 10 被交付者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに駐車許可証（第2号の場合にあっては亡失した駐車許可証）を交付を受けた警察署長に返納しなければならない。
 - (1) 駐車許可証の有効期限が経過したとき。
 - (2) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき。
 - (3) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (4) 第3項又は第4項の規定による許可が取り消されたとき。

別表第2（第10条の2関係）

路線名	区間
略	
主要地方道新和歌浦梅原線	和歌山市西浜1019番地先から和歌山市西布経丁二丁目6番まで

歌山橋本線	番1地先から和歌山市森小手 穂字南沖田63番1地先まで		
略	略	略	略
主要地方道和 歌山橋本線	和歌山市秋葉町133番3地先 から和歌山市塩屋四丁目66番 1地先まで	主要地方道和 歌山橋本線	和歌山市秋葉町133番3地先 から和歌山市塩屋四丁目66番 1地先まで
主要地方道和 歌山橋本線	和歌山市西浜字中川向ノ坪16 67番1地先から和歌山市秋葉 町23番10地先まで		
略		略	

別記様式第2号及び別記様式第2号の2を次のように改める。

年 月 日

除外標章交付申請書

和歌山県公安委員会 殿

住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
除 外 を 受 け よ う と す る 期 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 区 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 理 由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する ☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

— 7 —

別記様式第2号の2（第4条、第5条関係）

除外標章再交付申請書	
和歌山県公安委員会 殿	
年	月 日
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号の3（第4条、第5条関係）

除外標章記載事項変更届	
和歌山県公安委員会 殿	
年	月 日
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号から別記様式第4号の3までを削り、別記様式第3号の2を別記様式第4号とする。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第8条関係）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番 号 標 に 表 示 されている番号	
許可を受けようと する日時期間	
許可を受けようと する場所	
許可を受けようと する理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号の次に次の2様式を加える。

別記様式第7号の2（第8条関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号の3（第8条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。